

# 損する空き家、 損しない空き家。

— 空き家発生予防のための23箇条 —



兵庫県

発行:兵庫県まちづくり部住宅政策課

電話:078-362-3583

06まP2-072A5

# 空き家で **損**

# をしないために。

空き家は、放置すると劣化  
近隣にも迷惑をかけ

対応が遅れると、さら  
損しないコツは、す

いずれ空き家を持  
使う予定がある空  
使う予定のない空

隣の空き家に困ったら

本書は、損しないための知  
本書を開いて、今すぐに、

し、資産価値を損ねます。  
税金もあがります。

に問題が悪化します。  
ぐに対応すること。

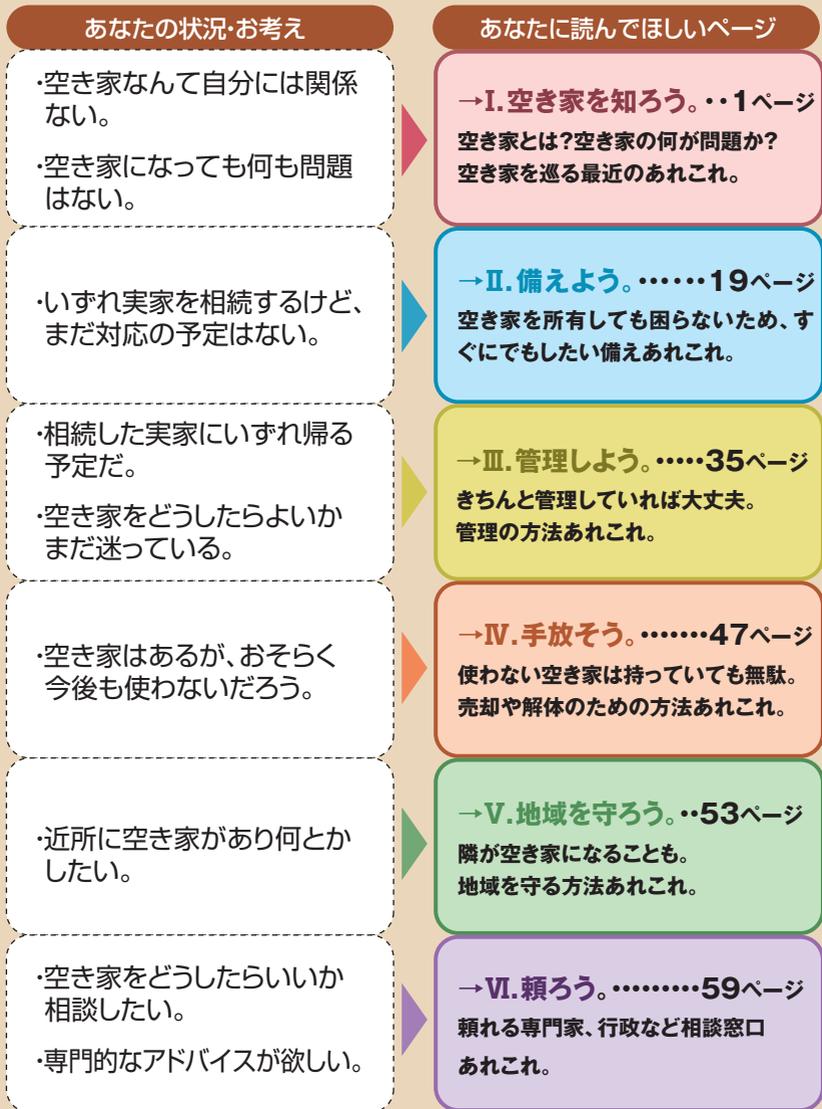
つなら、備えを。  
空き家は、管理を。  
空き家は、処分を。

、地域での対応を。

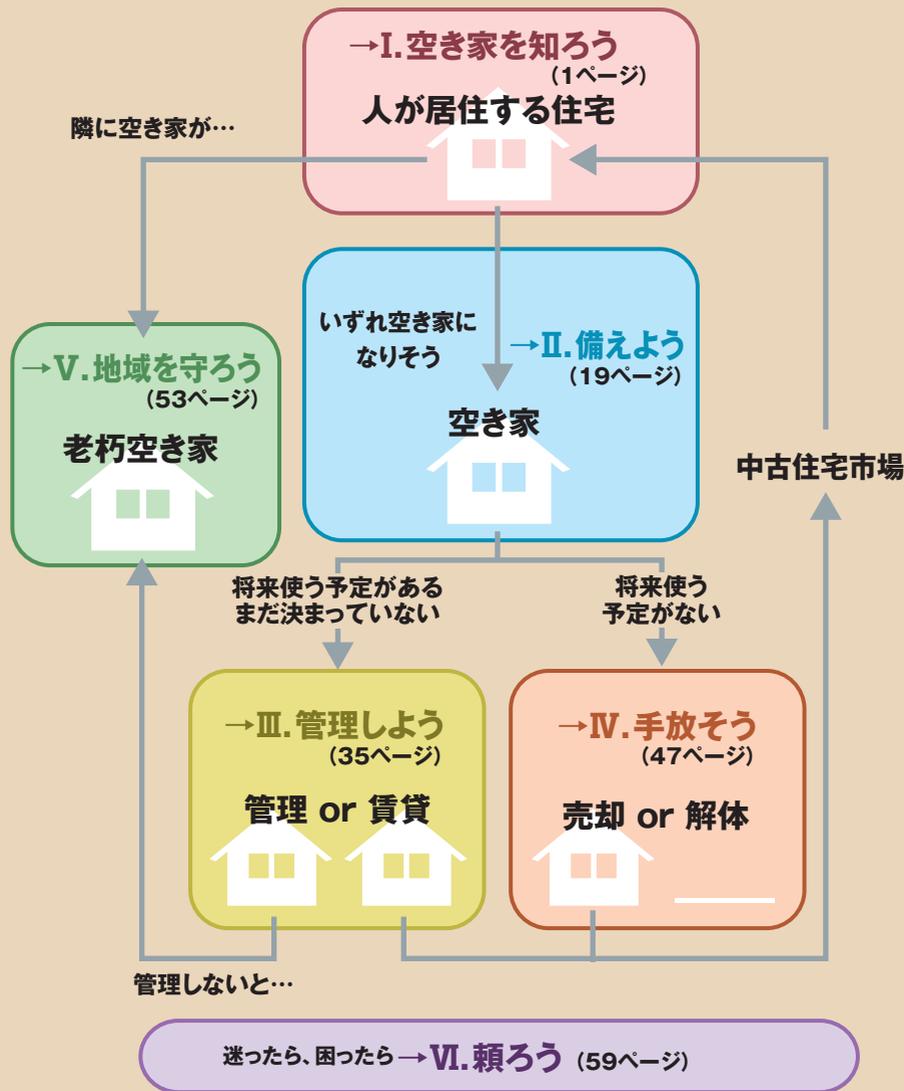
識や方法を紹介しています。  
できることをやりましょう。

## 本書の読み方

あなたに読んで欲しいページはここ!



## 空き家で損しないためのフローチャート



# 目 次

<b>I 空き家を知ろう。</b>	<b>・ ・ ・ ・ 1</b>	<b>III 管理しよう。</b>	<b>・ ・ ・ ・ 35</b>
第01条 それも空き家です。	・ ・ ・ ・ ・ 3	第15条 知らせよう。	・ ・ ・ ・ ・ 37
第02条 身近な問題です。	・ ・ ・ ・ ・ 5	第16条 きちんと管理しよう。	・ ・ ・ ・ ・ 39
第03条 住まないと劣化します。	・ ・ ・ ・ ・ 7	第17条 賃貸しよう。	・ ・ ・ ・ ・ 41
第04条 迷惑になります。	・ ・ ・ ・ ・ 9	第18条 支援制度を活用しよう。	・ ・ ・ ・ ・ 43
第05条 責任があります。	・ ・ ・ ・ ・ 11		
第06条 お金がかかります。	・ ・ ・ ・ ・ 13	<b>IV 手放そう。</b>	<b>・ ・ ・ ・ 47</b>
第07条 相続でもめます。	・ ・ ・ ・ ・ 15	第19条 売ろう。	・ ・ ・ ・ ・ 49
第08条 価値が下がります。	・ ・ ・ ・ ・ 17	第20条 解体しよう。	・ ・ ・ ・ ・ 51
<b>II 備えよう。</b>	<b>・ ・ ・ ・ 19</b>	<b>V 地域を守ろう。</b>	<b>・ ・ ・ ・ 53</b>
第09条 調べよう。	・ ・ ・ ・ ・ 21	第21条 わが家を守ろう。	・ ・ ・ ・ ・ 55
第10条 登記しよう。	・ ・ ・ ・ ・ 25	第22条 地域で守ろう。	・ ・ ・ ・ ・ 57
第11条 話し合おう。	・ ・ ・ ・ ・ 27		
第12条 片付けよう。	・ ・ ・ ・ ・ 29	<b>VI 頼ろう。</b>	<b>・ ・ ・ ・ 59</b>
第13条 住み替えよう。	・ ・ ・ ・ ・ 31	第23条 専門家に頼ろう。	・ ・ ・ ・ ・ 61
第14条 任せよう。	・ ・ ・ ・ ・ 33	問合せ先一覧	・ ・ ・ ・ ・ 64